

網走港港湾計画書

— 改 訂 —

平成 21 年 7 月

網走港港湾管理者
網 走 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成10年10月網走市地方港湾審議会
- ・ 平成10年11月港湾審議会第167回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成12年 3月網走市地方港湾審議会
- ・ 平成13年 2月網走市地方港湾審議会
- ・ 平成19年 2月網走市地方港湾審議会

の議を経た網走港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	網走港への要請	1
2	計画の基本方針	2
II	港湾の能力	4
III	港湾計画で定める機能別の計画	5
1	物流	
1－1	公共埠頭計画	5
1－2	水域施設計画	6
1－3	外郭施設計画	8
1－4	臨港交通施設計画	9
2	交流、環境	
2－1	港湾環境整備施設計画	11
3	安全	
3－1	大規模地震対策施設計画	12
3－2	小型船だまり計画	13
4	その他	
4－1	船舶の物資補給等への対応	15

IV	土地造成及び土地利用計画	16
1	土地利用計画	16
2	土地造成計画	16
V	その他の事項	17
1	港湾景観への配慮	17

I 港湾計画の基本方針

1 網走港への要請

^{あばしり}網走港は、北海道北東部、オホーツク海沿岸に面し、網走川河口部に位置する港湾で、昭和 53 年に重要港湾に指定された。

今日の網走港は、北網圏^{ほくもう}の農業、水産業、食品加工、木材加工等の地域産業を支える物流の拠点として、また、冬季のオホーツク観光の魅力を楽しむ流氷観光の拠点として重要な役割を担っている。

平成 19 年における港湾取扱貨物量は、外貿 10 万トン、内貿 50 万トン、合計 60 万トンである。

近年、北網地域では食料に関連する産業の高度化や、世界自然遺産に指定された知床^{しれとこ}をはじめとした地域の自然資源を生かした国際観光地としての観光振興など、自立かつ安定的な経済の実現を目指した取組がなされている。

また、オホーツク圏に暮らす人々が、自然と共生し笑顔で暮らせる活力ある豊かなまちづくりも進められている。

さらに、ロシアとの経済交流については、サハリン沖の石油開発の進展に伴って、堅調に推移している。

こうしたことから、網走港には北網圏の産業を支える港として安全性に配慮した機能強化が望まれるとともに、地域の健康で心豊かな生活に資する機能やオホーツク海の国際観光港としての機能を担っていくことが期待されている。

北網圏の流通港としての観点では、背後圏の生活・産業に密着したバルク系貨物の新たな取扱に対応するために、物流空間の効率的な利用再編が必要である。

安全な港づくりという観点では、港内における船舶の安全な航行や安心かつ効率的な荷役確保のため、港内の静穏性を向上させる必要がある。また、大規模地震発生時における緊急物資輸送及び物流機能を維持するため、大規模地震対策等を充実・強化することが必要とされている。

さらに、地域の健康で心豊かな生活に資する観点では、港湾背後の中心商店街と連携しつつ、市民や観光客の交流拠点を創造するとともに、公共水域における遊漁船やプレジャーボートの適正な保管場所の確保が必要である。また、網走川沿いに育まれてきた歴史的・文化的背景等に配慮した周辺環境との調和が望まれている。

国際観光港としての観点では、アジア圏を中心とした国内外の観光客が夏のオホーツク海の魅力を享受するため、女満別空港と連携したクルーズネットワーク港としての施設の充実を必要とされている。

2 計画の基本方針

北網圏の産業活動を支え、地域経済や市民生活の安定・向上に貢献するとともに、人と自然が共生する良好な自然環境を形成し、さらに、オホーツク地域の安全で活力ある生活や観光振興による地域発展を支える役割を担う港湾を実現するため、平成30年代前半を目標年次として、以下の方針の下、港湾計画を改訂する。

(1) 【物流】内貿物流機能の強化

①北網地域を背後圏とした物流拠点港湾として、地域の内貿物流需要に対応するため、所要の規模の埠頭用地を計画し、物流機能を拡充・強化する。

(2) 【交流・環境】港湾観光拠点機能の強化と「みなとまちづくり」

①地域の人々が健康で心豊かな生活を送るため、市民が憩い、集い、楽しむことができる親水空間を創造し、また、海洋性レクリエーションの拠点として、地域住民や観光客が海や港、地域の文化に触れ親しむ

ことのできる交流機能や海洋性レクリエーション機能を確保する。

- ②みなとがはぐくむ豊かな水産資源を守るため、遡河性魚類に配慮した防波堤形状を確保し、特に川筋地区を中心とした自然環境の保全を推進する。

(3)【安全】安全・安心な港湾機能の充実

- ①大規模地震発生時において、緊急物資等の輸送機能や、経済活動を維持する物流機能を確保するため、市街地に近い港町地区に耐震強化岸壁を計画するなど、大規模地震対策を推進する。
- ②港内における船舶の安全な航行や停泊、さらには荷役作業の安全を確保するため、北防波堤、南防波堤、島防波堤の延伸を計画し、港内の安全性を確保する。

以上の方針のもと、物流・交流・環境・安全の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①^{みなとまち}港町地区東部、^{しんこう}新港地区西部は、物流関連ゾーンとする。
- ②港町地区西部、新港地区南部は、船だまり関連ゾーンとする。
- ③モヨロ地区、^{かわすじ}川筋地区は、交流拠点・緑地レクリエーションゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成 30 年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	2 1 万トン
	内 貿	6 5 万トン
	合 計	8 5 万トン
船舶乗降旅客数等		6 0 万人

注）端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

Ⅲ 港湾計画で定める機能別の計画

1 物流

1-1 公共埠頭計画

(1) 内貿埠頭計画

軽工業品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

港町地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [新規計画]

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m [新規計画]

埠頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

(既設
水深 5.5 m 岸壁 3 バース 延長 270 m)

以下の既定計画を削除する。

(既定計画
新港地区
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m
埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

モヨロ地区
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 155 m
水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 80 m
埠頭用地 2 ha
(荷捌施設用地及び保管施設用地 1 ha、
旅客施設用地 1 ha)

1-2 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

新港地区 新港航路 水深 12 m 幅員 190 m

[既設の変更計画]

〔 既設
新港航路 水深 12 m 幅員 250 m 〕

港町地区 港町航路 水深 7.5 m 幅員 165 m

[既設の変更計画]

〔 既設
港町航路 水深 7.5 m 幅員 165 m 〕

モヨロ地区 モヨロ航路 水深 4 m 幅員 100 m

[新規計画]

2) 泊地

新港地区 水深 12 m 面積 1 ha [既設の変更計画]

港町地区 水深 7.5 m 面積 1 ha [既設の変更計画]

川筋地区 水深 4 m 面積 1 ha [新規計画]

水深 4 m [既設の変更計画]

モヨロ地区 水深 4 m 面積 1 ha [新規計画]

〔 既設
新港地区 泊地 水深 10 m
港町地区 泊地 水深 5.5 m
川筋地区 泊地 水深 3.5 m 〕

以下の既定計画を削除する。

既定計画			
新港地区	水深 7.5 m	面積	6 h a
モヨロ地区	水深 7.5 m	面積	5 h a
	水深 5 m	面積	1 h a

3) 航路・泊地

新港地区	水深 12 m	面積	2 h a	[既設の変更計画]
	水深 12 m			[既設の変更計画]
	水深 10 m			[既設の変更計画]
	水深 8 m			[既設の変更計画]
	水深 7.5 m			[既設の変更計画]
港町地区	水深 7.5 m	面積	1 h a	[既設の変更計画]
	水深 7.5 m			[既設の変更計画]

既設			
新港地区	泊地	水深 12 m	
	泊地	水深 10 m	
	泊地	水深 8 m	
	泊地	水深 7.5 m	
港町地区	泊地	水深 7.5 m	
	泊地	水深 5.5 m	

1－3 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

1) 防波堤

新港地区 南防波堤 延長 1, 740 m

(うち 1, 540 m 既設) [既設の変更計画]

島防波堤 延長 626 m (うち 536 m 既設)

[既設の変更計画]

港町地区 北防波堤 延長 1, 155 m (うち 905 m 既設)

[既設の変更計画]

(既設
新港地区 南防波堤 延長 1, 540 m
島防波堤 延長 536 m
港町地区 北防波堤 延長 905 m)

以下の既定計画を削除する。

(既定計画
モヨロ地区 北外防波堤 延長 700 m)

2) 突堤

以下の既設を撤去する。

(既設
港町地区 突堤 延長 14 m)

1－4 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路ふ頭連絡線 B

起点 臨港道路ふ頭連絡線 A

終点 国道 2 4 4 号 2 車線 [既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路ふ頭連絡線 B

起点 臨港道路ふ頭連絡線 A

終点 第 6 ふ頭 2 車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路第6ふ頭線

起点 第6ふ頭

終点 国道244号 2車線

臨港道路帽子岩線

起点 帽子岩

終点 市道オホーツク沿岸線 2～4車線

臨港道路モヨロ1号線

起点 モヨロ船だまり

終点 臨港道路帽子岩線 2車線

臨港道路モヨロ2号線

起点 モヨロふ頭

終点 臨港道路モヨロ1号線 2車線

2 交流、環境

2-1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

新港地区 緑地 1 h a [新規計画]

港町地区 緑地 1 h a [新規計画]

モヨロ地区 緑地 2 h a [新規計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画		
	新港地区	緑地 2 h a
	モヨロ地区	緑地 6 h a
	海浜	延長 5 0 0 m

3 安全

3-1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

港町地区 水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[新規計画]

緑地 1 ha [新規計画]

道路

臨港道路 港町連絡線 [既設]

起点 臨港道路ふ頭連絡線 A

終点 国道 244 号 2 車線

臨港道路 港町川筋連絡線 [既設]

起点 臨港道路港町連絡線

終点 道道網走港線 2 車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

新港地区 水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

3-2 小型船だまり計画

作業船、遊漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

モヨロ地区

帽子岩船だまり

泊地 水深 4 m 面積 1 h a [新規計画]

物揚場 水深 4 m 延長 65 m [新規計画]

埠頭用地 1 h a [新規計画]

第1船だまり

泊地 水深 3 m [既設の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 145 m [既設の変更計画]

既設

泊地 水深 3.5 m

物揚場 水深 3.5 m 延長 145 m

以下の既定計画を削除する。

既定計画

新港地区

ポポ船だまり

泊地 水深 4 m 面積 1 h a

物揚場 水深 4 m 延長 210 m

埠頭用地 1 h a

モヨロ地区

モヨロ船だまり

防波堤 延長 3 8 0 m

物揚場 水深 3 m 延長 5 0 0 m

船揚場 延長 1 0 0 m

埠頭用地 3 h a

帽子岩船だまり

防波堤 延長 7 0 m

物揚場 水深 3 m 延長 1 8 0 m

埠頭用地 2 h a

4 その他

4－1 船舶の物資補給等への対応

物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設]

新港地区 水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[既設]

新港地区 水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 180 m

[既設]

Ⅳ 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、土地利用計画及び土地造成計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

単位：ha

用 途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑 地	危険物 取扱施 設用地	合 計
新 港	(22) 22	(18) 18		(2) 2		(4) 4	(4) 4	(2) 2	(52) 52
港 町	(6) 6	(7) 7		(1) 1	(1) 1	(2) 2	(2) 2		(18) 18
モヨロ	(1) 1	(1) 1					(3) 3		(4) 4
川 筋	(2) 2						(1) 1		(2) 2
合 計	(30) 30	(25) 25		(2) 2	(1) 1	(6) 6	(10) 10	(2) 2	(77) 77

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地造成計画

単位：ha

用 途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑 地	危険物 取扱施 設用地	合 計
新 港									
港 町	(2) 2								(2) 2
モヨロ									
川 筋									
合 計	(2) 2								(2) 2

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

V その他の事項

1 港湾景観への配慮

みなとが生み出す自然と歴史にはぐくまれたすばらしい景観を望むことができる網走港の魅力を維持するため、特にモヨロ地区及び川筋地区を中心とする地域において、周辺の史跡などの保全、まちづくりと一体となった水辺空間及び美しい景観の維持に取り組んでいく。